

ID: 28

担当部署: 町民環境課

処分の概要	手数料の免除		
例規名 根拠条項	柴田町手数料条例 第6条		
例規番号	平成12年条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (手数料の免除)</p> <p>第6条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機による交付の場合は、手数料を徴収する。</p> <p>(1) 法令の規定により取り扱うもの (2) 公費の扶助を受けるために必要なもの (3) 官公署、官公吏が職務上必要で請求したもの (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受ける者が申請したもの (5) 第2条第24号に定める手数料で、公的年金受給者の現況届に係るもの (6) その他町長が特別の事情があると認めたもの</p> <p>2 法令の規定により、条例で定めるところにより戸籍に関し無料で証明することができることとされているものについては、手数料を徴収しない。</p> <p>3 町長は、視覚に障害がある者で、盲導犬(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項の規定による盲導犬をいう。)の使用者証を有するものの請求に係る第2条第12号から第15号までに定める手数料を免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日